１２/１８　地域包括ケア研修会２８　～明日に架ける話～

　12月18日(月)、地域包括ケア研修会２８を開催しました。
鈴鹿医療科学大学より伊藤卓也准教授をお迎えし、「福祉用具の上手な利用方法」というテーマでご講演いただきました。福祉用具とは？なぜ正しい使い方が大切なのか？福祉用具専門相談員って？ ということから講義が始まり、参加者の皆さんも序盤より興味深々でした。
　高齢者の亡くなる原因で転倒によるものは、交通事故によるものの2倍にもなるそうです。転倒は骨折だけでなく命を落とすことにも繋がり、転倒予防は大事です。

　今は100円ショップで杖が、ホームセンターでシルバーカーが販売されており、歩行補助具が身近で購入できます。安全に歩くための杖や歩行車・シルバーカーですが、先生のお話をうかがい、誤った使い方をすればかえって事故の危険が高まるということがよくわかりました。
　実際に杖や歩行器・歩行車・シルバーカーを使って歩く時間もあり、杖の種類や持ち方・長さのあわせ方・使い方を体験し、実際に杖を持って歩くことの難しさも知りました。
　また、歩行車とシルバーカーの違いもわかりやすく教えていただきました。シルバーカーは歩行に支えが必要な人には不向きなんですって…。歩くこと以外にも入浴やトイレ・食事・寝具など身の回りのことで、不自由を感じた時にそれを助ける用具はいくつもあります。
　こんなことに困っている・こんなものがあるといいなと思ったら、まずは地域包括支援センターにご相談ください！
ご参加いただいたみなさまありがとうございました！！

年末年始のお知らせ

事業名（サービス名）	12/28（木）	12/29（金）	12/30（土）	12/31（日） ～ 1/2（火）	1/3（水）	1/4（木）
老人給食(配食)	●	●	●	休	●	●
ふれあいデイサービス	●	休				●
ふれあいホームヘルプサービス	●	休				●
オムツ給付	1/2の配達はお休みです。12/26(火)に2週分配達されます。年始は1/9(火)が最初の配達日です。					
地域包括支援センター	●△	△				●△

●：実施日　　△：夜間及び12/29～1/3は電話対応を実施しています。

川越町地域包括支援センター:059-365-9999　24時間365日対応いたします

脳トレの答え・・・川越町役場福祉課または川越町地域包括支援センター

令和５年度　第4号

川越町 地域包括支援センターだより

生活・介護支援サポーター交流事業
★ファミリーイベント　★SUN・さん・クラブ
★子育て支援センター運動会

CONTENTS

■介護保険ってどのような制度？　■ケアマネジャーの選任はどうする？
■地域包括ケア研修会２８　■年末年始のお知らせ

今号の脳トレ…介護保険の相談窓口はどこでしょうか？

発行:川越町地域包括支援センター（豊田一色314）
TEL：365-9999　FAX：365-2940
E-mail：kawafuku@ccnetmie.ne.jp
HP：https://www.kawagoe-shakyo.com/

川越町社会福祉協議会内の地域包括支援センターページへ簡単アクセス

介護保険ってどのような制度？

40歳以上の方は加入者となり保険料を納めていただいていますが、介護が必要になったときに費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。
実際サービスが必要になったときにどのようにしたらよいのでしょう？

相　　談
役場(福祉課)もしくは当センターにご相談下さい。介護保険を利用しなくても、川越町には独自のサービスがあり、ご本人様にあったサービスをご提案いたします。

申請は役場(福祉課)または当センターでできます。
また私たちがご自宅に訪問して申請手続きのお手伝いをすることもできます。

介護保険の申請

認定調査・審査・判定
認定調査員がご自宅などを訪問し、日頃の様子や身体の状況など聞き取り調査を行います。あわせて主治医による意見書の記載を受け、介護認定審査会の審査、判定により認定されます。

認定結果通知
要介護、要支援、非該当の結果を受け、要介護、要支援の方にはご自宅に介護保険証が、非該当の場合は通知が郵送されます。

ケアマネジャー選任
ケアマネジャーの選任をしていただきます。

サービスの提案
担当ケアマネジャーがお話を伺い、サービス計画書を作成します。

サービス開始
サービス計画ができたらケアマネジャーが実際にサービスを提供する事業所への連絡や調整を行いサービス開始となります。

川越町のサービスの申請
利用したいサービスの申請をします。

決　定　通　知
役場より当センターに決定通知書が届きます。私たちよりご本人にご連絡いたします。

サービス開始
ご本人に具体的なご希望をお伺いし調整してサービス開始となります。

ケアマネジャーとは
ケアマネジャー(介護支援専門員）は居宅介護支援事業所に所属しており、介護保険サービスの知識を持った専門職です。介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるように、ご本人やご家族の話を伺い、必要な支援の提案をします。サービス計画の作成、サービスの調整の後は適切なサービスが継続して提供されるように定期的な訪問をします。わからないことや困ったことがあればケアマネジャーに相談してみましょう！！
次のページで川越町内の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

ケアマネジャーの選任はどうする？

サービス計画書の作成は要支援1･2の方は川越町地域包括支援センターの職員が担当します。
要介護1～5の方は居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当します。川越町外のケアマネジャーを選任することもできます。川越町にはケアマネジャーが在籍する居宅介護支援事業所が2か所あります。要支援の方を担当する当センターの職員と、要介護の方を担当する川越町内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーをご紹介します。

要支援１・２の方を担当する川越町地域包括支援センターの職員

サカグチ　カヨコ
坂口　佳代子

ハマムロ　ナオミ
濱室　奈緒美

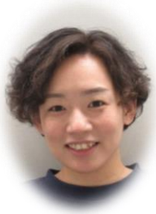
ヤマダ　サオリ
山田　沙織

イトウ　ヒロコ
伊藤　博子

ミズタニ　サトコ
水谷　聡子

当センターでは、ケアマネジャー・看護師・社会福祉士・介護福祉士などの資格を持った職員が5名在籍しています。介護保険や介護サービスだけでなく、様々なお困りごとについてお気軽にご相談ください。

要介護１～５の方が選任できる居宅介護支援事業所のケアマネジャー

きらく居宅介護支援事業所

サトウ　ヒロノブ
佐藤　大伸

ヤマザキ　キヨエ
山崎　聖絵

役場の近くにある事業所です。デイサービスと併用して運営しております。現在は女性職員と男性職員の2名体制で業務を行っています。鈴鹿市から地元川越町まで幅広く地区を担当しており、それぞれのご家庭に合った支援をご本人様やご家族様と一緒に内容を考えて取り組んでいます。

川越町居宅介護支援センター

カツラヤマ　トシカズ
葛山　利和

サトウ　シンヤ
佐藤　慎哉

イトウ　ヒロエ
伊藤　弘恵

ハナキ　エイコ
花木　詠子

事業所はいきいきセンターの中にあり、現在男性2名女性2名のケアマネジャーが在籍しております。要介護1～5までの認定をお持ちの方を対象に支援を行っており、「介護保険を利用したいけどどうすればよいかわからない」「家族を介護しているんだけど最近負担が増えてきた」など介護でお困りのことがございましたらお気軽にご相談ください。

認定結果が変更になったら？？
要支援から要介護に変更になった場合は当センターから居宅介護支援事業所に、また要介護から要支援に変更になった場合も、居宅介護支援事業所から当センターに引き継ぎます。

★介護保険について考え始めたら、当センターへご相談ください。
相談・お問い合わせ先：川越町地域包括支援センター(川越町社会福祉協議会内)
TEL０５９－３６５－９９９９　24時間、365日　対応いたします